



のうぎょうだよりは八戸市農業委員会のほか、市内農協各支店でも配布しています。  
 また、インターネットではフルカラーでご覧いただけます。  
 ○八戸市ホームページ  
<http://www.city.hachinohe.aomori.jp/>

のうぎょうだより



令和元年 11 月号 No.530

## 農家座談会を 開催します

農業委員会では、下表の日程で農家座談会を開催します。

座談会では、開催地区ごとに困っていることや問題などをテーマとして掲げ、地域の農家のみなさんと農業委員等と一緒にいます。地域主体の話し合いを行います。市関係課の職員も制度面から助言しますので、この機会に日頃の悩みなどを地域で共有し、解決に向けて話し合いませんか。なお、テーマを設定しない地区では、農業に関する相談に対応します。また、今回は農業委員等の公募に関する説明を合わせて行う予定です。

☎ 問 農業委員会  
43-22111 内線 4013



### 令和元年度農家座談会日程

日にち	時間 (2時間)	会 場	テーマ
12/1 (日)	18:00	瑞豊館 生活研修室 ☎23-2618	○今後の有望作物は？ ○農家雇用対策について ○豊崎型営農集団をどのように構築できるか ○多面的機能支払交付金について
12/17 (火)	10:00	島守コミュニティセンター 会議室 ☎83-2111	テーマなし（農家よろず相談会）
12/20 (金)	10:00	南郷事務所 大会議室 ☎82-2111	テーマなし（農家よろず相談会）
1/16 (木)	17:00	是川公民館 講座室1・2 ☎96-1219	○現経営者の今後の経営移譲の状況 ○耕作放棄地の解消
1/20 (月)	13:30	大館公民館 和室（大） ☎25-3331	テーマなし（農家よろず相談会）
1/21 (火)	10:00	下長地区市民センター 集会室 ☎28-8863	○農地の貸借・集積について ○遊休農地対策について
	13:30	市川公民館 図書室 ☎52-2319	○鳥獣対策について ○農地の貸借・集積について
1/22 (水)	10:00	上長公民館 会議室 ☎23-3237	テーマなし（農家よろず相談会）

# オラほのだから



今月号では是川地区でがんばる、若手農業者の長根高文さん(31)を紹介します。

取材担当 是川地区  
馬場 豊 委員  
齋藤 正人 委員  
下館 敏 委員

今回は、就農7年目を迎え、ご家族で野菜を栽培されている長根さんに、お話を伺いました。

## ◎就農のきっかけは？

父が病気で亡くなったのが就農する大きなきっかけではありませんでしたが、もともと小さい頃から両親の働く姿を見て育ってきたので、いつかは自分も両親のように農業をするのだろうと、少なからず思っていました。

あと、就農してからは、他のベテラン農家や若手農家の方々と知り合えてとても良い刺激になっています。本当にありがたいです。

## ◎現在の経営内容は？

主に栽培している作物は、ながいも170a、長ねぎ60aです。あとは、かぼちゃ、トルコギキョウ、だいこん、キャベツ、はくさいなど、産直用の野菜を少しですが色々やっています。

主な出荷先は農協です。産直野菜



長根さんと妻の優さん

は、一部スーパーや是川新鮮あおぞら市などで販売しています。

## ◎こだわっていることは？

1年ごとに緑肥で畑を休ませること、微生物の多様性を崩さないように土壌消毒をしないこと等です。

## ◎今後の抱負は？

規模の拡大です。家族以外にも雇用して収入を安定させたいです。

また、ながいもの色々な食べ方を勉強し、加工品に挑戦してみたいです。

さらには、家族経営協定を締結して、意思統一した経営を目指したいです。

## 農地法関係の申請受付日等について

当委員会が設定している農地法第3、4、5条の許可申請・届出の受付期間等をお知らせします。申請内容や申請書類について、事前に農業委員会でご確認ください。

※今年度の年間予定については、農業委員会の窓口及び市ホームページに掲載しています。

問 農業委員会

☎ 43-2111 内線4014

### 農地法許可申請

申請月	受付期間	許可書の交付日	
		3条/4.5条 (30a以下)	4.5条 (30a超)
11月	11/11-11/20	12/19	1/7
12月	12/11-12/20	1/21	2/3
1月	1/14-1/20	2/18	3/5

### 農地法届出

申請月	締切日	交付日	締切日	交付日
11月	11/5	11/15	11/20	11/29
12月	12/5	12/13	12/20	12/26
1月	1/6	1/15	1/20	1/31

※他法令との調整により、変更となる場合があります。

## 農地バンクが 変わりました！

令和元年11月1日から、農地バンクの申請手続が簡素化されました。

### 1. 権利設定一括方式の創設

青森県農地中間管理機構(農地バンク)が農地を借入れ・転貸する際、権利設定を一括して行うことができる仕組み(一括方式)になりました。これにより、計画書の作成から認可までの期間が約1か月半となり、従来方式のおおむね半分に短縮されます。

### 2. 配分計画の縦覧廃止

これまで県が実施してきた配分計画の縦覧は廃止され、貸し出される農地の所在及び貸借期間を、機構がHP <http://www.aamor-north.jp/> で公表し、毎月1日頃月によって前後するから1週間、利害関係人からの意見聴取を行います。

※利害関係人とは、機構が実施する借受公募に応募した者のうち、配分計画に定める農地のある地区(大字、集落)に借り受け希望を示したものを指します。

また、同日より、受け手の負担を軽減する観点から、毎年機構に提出していた「農用地等の利用状況の報告」が廃止となりました。

## 今月の Pick up!

詳しくは、青森県農地中間管理機構(農地バンク)017-773-3131までお問い合わせください。



# 令和2年用農業用免税軽油の申請受付について

令和2年3月以降の免税軽油に係る免税証の交付申請を、次のとおり行います。

1. 申請受付日時…令和元年12月6日(金)まで
2. 申請受付場所…三八地域県民局 県税部課税第一課窓口
3. 提出申請書類等…下表の申請区分に従って必要な書類等(○の表示)を準備して申請してください。

提出書類等		三八県税部にあります。									申請者が事前に準備してください。															
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21				
(注1)		免税証交付申請書																								
		免税軽油所用数量計算書(農業用)																								
		県税関係証明等原簿																								
		免税軽油使用者証交付申請書																								
		免税軽油使用者証共同交付申請書																								
		出の期限の特例指定申請書																								
		誓約書(注2)																								
		免税軽油使用者証書換・再交付申請書																								
		免税軽油使用者証亡失届																								
		耕作証明書(農業委員会発行)																								
		免税軽油使用者証(前年以前交付のもの)																								
		機械販売証明書等																								
		軽油使用計画書																								
		前年度軽油使用明細書																								
		免税軽油の引取り等に係る報告書(注3)																								
		(軽油納品書等添付(写し可))																								
		組合員名簿(全員の押印必要・写し不可)																								
		組合定款・規約及び総会の議事録謄本																								
		切手460円(返信用封筒に貼付すること)																								
		印章(ハンコ)																								
		封筒(長形3号・120×235mm)																								
		県収入証紙400円																								
		(県税関係証明等原簿に貼付すること)																								
申請区分	個人・共同	新規	○	○	○	○	△1				○			○								○	○	○	○	
		継続	○	○																			○	○	○	
		更新	○	○	○	○	△1					○	○										○	○	○	○
	防除組合等	新規	○		○	○					○			○	○							○	○	○	○	○
		継続	○											○	○							○	○	○	○	
		更新	○		○	○					○	○		○	○							○	○	○	○	○
	共通	書換										○		○	○											△3
		再交付										○	○													○

- △1 共同申請の場合、「免税軽油使用者証交付申請書」は「免税軽油使用者証共同交付申請書」を使用する。
- △2 免税軽油使用者証から、機械を削除する場合は、不要である。
- △3 更新手続きと同日付で行う場合は、不要である。

- 注1 新規…免税軽油使用者証を新たに申請する方  
継続…免税軽油使用者証の交付日が平成30年3月1日以後の方  
更新…免税軽油使用者証の交付日が平成30年2月28日以前の方
- 注2 国税又は地方税の滞納処分を受け、その滞納処分の日から起算して2年を経過しない者であること等、地方税法で定める欠格事項への該当がないことを誓約していただく書類です。
- 注3 「免税軽油の引取り等に係る報告書」及び「軽油納品書等」の提出がない場合は、免税証の交付ができません。



問 三八地域県民局 県税部 課税第一課 佐藤 ☎27-5111 内線 210

令和元年度三八地区農業委員会大会開催

去る8月23日、五戸町立公民館において、三八地区の農業委員及び農地利用最適化推進委員会が出席し、三八地区農業委員会大会が開催されました。

議長を務める籠田会長は、議長としての役割を全うし、今後の活動に向けて、各委員の意見を聞き、協議を重ね、決定事項を明らかにし、今後の活動の方向性を示しました。

議長を務める籠田会長は、議長としての役割を全うし、今後の活動に向けて、各委員の意見を聞き、協議を重ね、決定事項を明らかにし、今後の活動の方向性を示しました。

議長を務める籠田会長は、議長としての役割を全うし、今後の活動に向けて、各委員の意見を聞き、協議を重ね、決定事項を明らかにし、今後の活動の方向性を示しました。

議長を務める籠田会長は、議長としての役割を全うし、今後の活動に向けて、各委員の意見を聞き、協議を重ね、決定事項を明らかにし、今後の活動の方向性を示しました。



議長を務める籠田会長



編集発行 令和元年11月号 八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市農業委員会(TEL 43-2111 内線4013) 印刷部数4,200部 印刷経費1部あたり495円

# 令和2年度収入保険加入申請受付中

～収入保険三大補償～

- 1 農業者の経営安定を支える総合補償
  - ・自然災害に加え、価格低下も補償
  - ・品目に左右されず農業収入全体を補償
- 2 農業者の経営発展を助けるチャレンジ補償
  - ・新規作物導入や6次産業化、輸出への取組など、新たなチャレンジのリスクを低減
  - ・規模拡大の収入分も補償

- 3 農業者の経営評価を高める信用補償
  - ・収入補償により対外的な信用力がアップ
  - ・金融機関も資金融通に配慮

個人農業者の加入申請期限は、令和元年11月30日までです

問 青森県農業共済組合南部支所  
(十和田市大字三本木字里ノ沢 1-47)  
☎ 0176-22-8101

## 農地情報

新規の農地情報をお知らせします。詳細について確認したい方は、「全国農地ナビ」をご覧ください。新規以外の情報は折込チラシにございます。

農地転用・農地改良につきましては、農業委員会や農業委員・農地利用最適化推進委員にご相談ください。

問 農業委員会 ☎ 43-2111 内線4015

### ■農地を売ります

	所在地			地目等	面積 (㎡)	希望価格
	大字	小字	地番			
①	櫛引	中瀬川原	27	田 (農用地)	685	応相談
			28	田 (農用地)	941	
			29	田 (農用地)	1,057	

### 農地情報への掲載について

○農地情報掲載の提出書類一覧 (全て1部)

#### ■農地を売りたい・貸したい方

提出書類	発行機関等
①あっせん申出書	八戸市農業委員会
②全部事項証明書 (土地)	法務局 (登記所)
③公図	法務局 (登記所)
④住民票 ※申出者が市外居住者の場合	居住地の市町村役場

#### ■農地を買いたい・借りたい方

提出書類	発行機関等
①あっせん申出書	八戸市農業委員会
②住民票 ※申出者が市外居住者の場合	居住地の市町村役場
③農地台帳記載証明書 (耕作証明書) ※申出者が市外居住者の場合	居住地の農業委員会

10月から消費税が10%に引き上げられました。1989年の消費税導入の際には税率3%。あの頃は、30円のを1個買っても消費税は課税されないが、2個以上まとめて買って課税されるため、1個ずつ数回に分けて買えば消費税がかからないぞーなどと計算していたことを思い出しました。

あれから30年が経過し、段階的に引き上げられてきた消費税も、ついに10%となりました。軽減税率が適用され8%のままのものもありますが、今では30円のものどころか、10円のもの1個でも消費税が課税される時代になりました。

生きていくうちに、また税率は上がっていくのかなあと思つ今日この頃です。

〇いぬのふたりの生活日記 古館



### 編集後記

農家の経営と生活に役立つ  
**全国農業新聞を  
読みましょう!**

発行所 全国農業会議所  
購読料 1か月700円

毎週1回発行・自宅直送  
お申込みは農業委員会へどうぞ!  
(TEL 43-2111 内線4013)